

○川越市職業センター条例施行規則

平成十五年三月三十一日

規則第二十七号

川越市職業センター条例施行規則(昭和五十七年規則第十五号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、川越市職業センター条例(昭和五十七年条例第十五号。以下「条例」という。)施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第二条 川越市職業センター(以下「センター」という。)の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(利用時間)

第三条 センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

月曜日から金曜日まで	午前八時三十分から午後五時まで
土曜日	午前八時三十分から午後零時三十分まで

(入所の許可の申請)

第四条 条例第四条第一項の許可を受けようとする者は、川越市職業センター入所許可申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 一 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十二条第五項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証
- 二 健康診断書
(平一八規則六八・一部改正)

(入所の許可決定)

第五条 市長は、前条の規定による申請に係る決定をしたときは、川越市職業センター入所許可決定通知書(様式第二号)により、当該申請を行った者に対し通知するものとする。

(退所の手続)

第六条 前条の規定により入所の許可を受けた者が退所しようとするときは、川越市職業センター退所届(様式第三号)を市長に提出しなければならない。

(職員の配置)

第七条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

- 2 所長は、上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 所長に事故があるときは、所長があらかじめ指定した職員が、その職務を代理する。

(台帳等の整理)

第八条 所長は、入所者に係る関係台帳類又は必要書類等を整理し、備え付けておかなければならない。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長の許可を得て所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年九月二九日規則第六八号)

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

川越市職業センター入所許可申請書	
年 月 日	
川越市長	様

次のとおり入所の許可を申請します。						
申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名			(歳)		
			性別	男・女		
	住所	〒				
保護者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名					
	住所	〒				
	電話	(自宅) _____ (勤務先) _____				
身体障害の程度		種	障害者手帳番号			
		級				
療育手帳の程度			療育手帳番号			

様式第2号(第5条関係)

川越市職業センター入所許可決定通知書		
	第	号
	年	月 日
様		
	川越市長	印
年 月 日付けで申請がありました川越市職業センターへの入所については、下記のとおり決定しましたので通知します。		

記
入所年月日 年 月 日

様式第3号(第6条関係)

川越市職業センター退所届	
年 月 日	
川越市長	様
(届出者) 住所 氏名 入所者との続柄 () 電話番号	
年 月 日付けで、川越市職業センターを退所しますので、次のとおり届け出ます。	
記	

入所者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		性別	男・女
	住所	〒 ー		
施設受給者証番号				

退所 理由	(理由)
----------	------